



平成 27 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 サトレストランシステムズ株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 重里 欣孝
(コード番号 8163 東証第 1 部)
問合せ先 取締役執行役員副社長 重里 政彦
(TEL 06-7222-3101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年 6 月開催予定の第47期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「天井・天ぶら本舗 さん天」業態の一層の拡大に向け、フランチャイズ事業を本格的に開始するため、現行定款第 2 条（目的）に追加するものであります。
- (2) 平成27年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、当該法律が施行されることを条件として、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款27条（取締役の責任免除）および第36条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、定款27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1. (条文省略) (新設)	1. (現行どおり)
2. ～9. (条文省略)	2. <u>フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟 店の募集及び経営指導</u>
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)	3. ～10. (現行どおり)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害</u>	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)
	2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との

現 行 定 款	変 更 案
<p>賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

以 上